

消防予第492号
平成25年12月27日

各都道府県知事
各指定都市市長 } 殿

消防庁次長

消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号。以下「改正令」という。）、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第126号。以下「改正規則」という。）、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成25年総務省令第127号。以下「特定小規模施設省令」という。）が平成25年12月27日に公布されました。

今回の改正は、改正令において対象火気器具等の取扱いに関する条例制定基準の見直し、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うほか、改正規則等において消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準の見直し、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象施設の見直し等を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いします。

記

第一 改正令に関する事項

1 対象火気器具等の取扱いに関する条例制定基準の見直し

対象火気器具等（火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって、総務省令で定めるものをいう。）の取扱いに関し、火災の予防のために必要な事項に係る条例制定基準に、対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合に消火器の準備をした上で使用することを追加したこと。（改正令による改正後の消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条の2第1項関係）

2 スプリンクラー設備の設置基準の見直し

スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分に、次に掲げるもの（火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するものを除く。）で延べ面積が 275 m^2 未満のものを追加したこと。

（令第12条第1項関係）

- (1) 令別表第1（6）項口（1）及び（3）に掲げる防火対象物
- (2) 令別表第1（6）項口（2）、（4）及び（5）に掲げる防火対象物（介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるものに限る。）

3 自動火災報知設備の設置基準の見直し

自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分に、次に掲げるもので延べ面積が 300 m^2 未満のものを追加したこと。（令第21条第1項関係）

- (1) 令別表第1（5）項イに掲げる防火対象物
- (2) 令別表第1（6）項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

4 消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等の見直し

消防機関の検査を受けなければならない防火対象物に、次に掲げるもので延べ面積が 300 m^2 未満のものを追加したこと。（令第35条関係）

- (1) 令別表第1（2）項ニ及び（5）項イに掲げる防火対象物
- (2) 令別表第1（6）項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）
- (3) 令別表第1（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物（前（1）又は（2）に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

第二 改正規則に関する事項

1 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直し

令別表第1（6）項口、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物（同表（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物にあっては、同表（6）項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）に設ける消防機関へ通報する火災報知設備にあっては、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとしたこと。ただし、自動火災報知設備の受信機及び消防機関へ通報する火災報知設備が防災センター（當時人がいるものに限る。）に設置されるものにあっては、この限りでないものとした

こと。（改正規則による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第25条関係）

2 スプリンクラー設備の補助散水栓の基準の見直し

補助散水栓をスプリンクラー設備に設ける場合の消防用ホースの基準について、所要の規定の整備を行ったこと。（規則第13条の6第3項関係）

第三 特定小規模施設省令に関する事項

用語の定義において、特定小規模施設に、次に掲げるもので延べ面積が300m²未満のものを追加したこと。（特定小規模施設省令による改正後の特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第2条関係）

- (1) 令別表第1（5）項イに掲げる防火対象物
- (2) 令別表第1（6）項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）
- (3) 令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物のうち前（1）又は（2）に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの

第四 施行期日等に関する事項

1 施行期日に関する事項

(1) 改正令の施行期日

改正令は平成27年4月1日から施行することとしたこと。ただし、第一1並びに2及び3の一部については、公布の日から施行することとしたこと。（改正令附則第1条関係）

(2) 改正規則の施行期日

改正規則は、平成27年4月1日から施行することとしたこと。ただし、第二2については、公布の日から施行することとしたこと。（改正規則附則第1項関係）

(3) 特定小規模施設省令の施行期日

平成27年4月1日から施行することとしたこと。（特定小規模施設省令附則関係）

2 経過措置に関する事項

(1) 第一1の施行の際に効力を有する消防法（昭和23年法律第186号）第9条の市町村条例が改正後の令第5条の2第1項に規定する条例制定基準（以下「新基準」という。）に適合しないこととなる場合における同法第9条の市町村条例に係る基準については、平成26年8月1日以前において新基準に従い当該条例の改正が行われるまでの間に限り、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第2条関係）

(2) 改正令の施行の際、現に存する令別表第1（6）項ロ及び（16）項イに掲げる防火対

象物（同表（16）項イに掲げる防火対象物にあっては、同表（6）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下（2）において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表（6）項ロ及び（16）項イに掲げる防火対象物におけるスプリンクラー設備に係る技術上の基準については、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第3条第1項関係）

- (3)改正令の施行の際、現に存する令別表第1（5）項イ、（6）項イ及びハ、（16）項イ並びに（16の2）項に掲げる防火対象物（同表（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物にあっては、同表（5）項イ又は（6）項イ若しくはハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下（3）において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表（5）項イ、（6）項イ及びハ、（16）項イ並びに（16の2）項に掲げる防火対象物における自動火災報知設備に係る技術上の基準については、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第3条第2項関係）
- (4)改正規則の施行の際、現に存する令別表第1（6）項ロ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表（6）項ロ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準については、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正規則附則第2項関係）

3 その他の事項

- (1)消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第88号）について、所要の規定の整備を行ったこと。
- (2)第一2中「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造」及び「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者」については、別途規則の改正を行う予定であること。
- (3)今回の改正令等の運用については、別途通知する予定であること。

政令第三百六十八号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条、第十七条第一項及び第十七条の三の二の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項に次の一号を加える。

六　対象火氣器具等を、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。

第十二条第一項第一号中「別表第一(六)項口に」を「次に」に改め、「延べ面積が二百七十五平方メートル以上のもののうち」を削り、同号に次のように加える。

イ 別表第一(六)項口(1)及び(3)に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項口(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物（介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものにあつては、延べ面積が二百七十五平方メートル以

上のものに限る。）

第二十一条第一項第一号を次のように改める。

一次に掲げる防火対象物

イ 別表第一(二)項ニ、(五)項イ、(六)項ロ、(七)項ロ及び(七)項に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

第二十一条第一項第三号を次のように改める。

三次に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

イ 別表第一(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項、(六)項ニ、(七)項イ及び(七)項に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く。）

第二十一条第一項第九号を次のように改める。

九 別表第一(六)項に掲げる防火対象物（第三号及び前二号に掲げるものを除く。）の部分で、次に掲げる防火対象物の用途に供されるもの

イ 別表第一(二)項ニ、(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物

口 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

第三十五条第一項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる防火対象物

イ 別表第一(二)項ニ、(五)項イ及び(六)項口に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

ハ 別表第一(共)項イ、(共)の項及び(共)の項に掲げる防火対象物（イ又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

第三十五条第一項第二号中「別表第一(一)項から四項まで、(五)項イ」を「別表第一(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項」に、「同表(共)項イ、(共)の項及び(共)の項に掲げる防火対象物にあつては、同表(共)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの」を「前号ロ及びハに掲げるもの」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第五条の二第一項の改正規定並びに次

条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 前条ただし書に規定する改正規定の施行の際現に効力を有する消防法第九条の市町村条例が前条ただし書に規定する改正規定による改正後の消防法施行令第五条の二第一項に規定する条例制定基準（以下「新基準」という。）に適合しないこととなる場合における同法第九条の市町村条例に係る基準について
は、平成二十六年八月一日以前において新基準に従い当該条例の改正が行われるまでの間に限り、なお従前の例による。

第三条 この政令の施行の際、現に存するこの政令による改正後の消防法施行令（以下「新令」という。）
別表第一(六)項口及び(七)項イに掲げる防火対象物（同表(六)項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項口
に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下この項において同じ。）並びに現に
新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項口及び(七)項イに掲げる防火対象物における
スプリンクラー設備に係る技術上の基準については、新令第十二条の規定にかかわらず、平成三十年三
月三十一日までの間は、なお従前の例による。

2 この政令の施行の際、現に存する新令別表第一(五)項イ、(六)項イ及びハ、(庚)項イ並びに(庚)の項に掲げる防

火対象物（同表(庚)項イ及び(庚)の項に掲げる防火対象物にあつては、同表(五)項イ又は(六)項イ若しくはハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(五)項イ、(六)項イ及びハ、(庚)項イ並びに(庚)の項に掲げる防火対象物における自動火災報知設備に係る技術上の基準については、新令第二十一条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（消防法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第四条 消防法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「並びに(庚)項イ」を「、(庚)項イ並びに(庚)の項」に改め、「同表(庚)項イ」の下に「及び(庚)の項」を加え、同条第二項中「並びに(庚)項イ」を「、(庚)項イ並びに(庚)の項」に改める。

理 由

花火大会会場、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設及びホテルにおける最近の火災の事例に鑑み、対象火気器具等の取扱いに関する基準を強化するとともに、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置を行わなければならない防火対象物の範囲を拡大する等の必要があるからである。

消防法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表

○ 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
<p>六　対象火気器具等を、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。</p> <p>2・3 略</p> <p>（スプリンクラー設備に関する基準）</p> <p>第十二条 スプリンクラー設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。</p> <p>一次に掲げる防火対象物（第三号及び第四号に掲げるものを除く。）</p>	<p>（対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準）</p> <p>第五条の二　火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であつて総務省令で定めるもの（以下この条及び第五条の四において「対象火気器具等」という。）の取扱いに關し火災の予防のために必要な事項に係る条例制定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～五　（略）</p> <p>六　対象火気器具等を、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。</p> <p>2・3 略</p> <p>（スプリンクラー設備に関する基準）</p> <p>第十二条 スプリンクラー設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。</p> <p>一 別表第一(六)項口に掲げる防火対象物（第三号及び第四号に掲げるものを除く。）で延べ面積が二百七十五平方メートル以上</p>	<p>（対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準）</p> <p>第五条の二　火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であつて総務省令で定めるもの（以下この条及び第五条の四において「対象火気器具等」という。）の取扱いに關し火災の予防のために必要な事項に係る条例制定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～五　（略）</p> <p>（新規）</p>

で、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの以外のもの

のもののうち、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの以外のもの

イ 別表第一(六)項口(1)及び(3)に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項口(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物（介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものにあつては、延べ面積が二百七十平方メートル以上のものに限る。）

二 （略）

三 別表第一(一)項から四項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ及び(九)項イに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が十一以上のもの（総務省令で定める部分を除く。）

四 別表第一(一)項から四項まで、(五)項イ、(六)項及び(九)項イに掲げる防火対象物（前号に掲げるものを除く。）のうち、平屋建以外の防火対象物で、総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が、同表四項に掲げる防火対象物及び同表(六)項イに掲げる防火対象物のうち病院にあつては三千平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては六千平方メートル以上のもの

五〇十二 （略）
2・3・4 （略）

（自動火災報知設備に関する基準）

第二十一条 自動火災報知設備は、次に掲げる防火対象物又はその

（自動火災報知設備に関する基準）

第二十一条 自動火災報知設備は、次に掲げる防火対象物又はその

部分に設置するものとする。

一 次に掲げる防火対象物

イ 別表第一(二)項ニ、(五)項イ、(六)項口、(廿)項口及び(七)項に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

二 (略)

三 次に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

イ 別表第一(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項、(六)項イ及び(七)項に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く。）

四(八) (略)

九 別表第一(六)項に掲げる防火対象物（第三号及び前二号に掲げるものを除く。）の部分で、次に掲げる防火対象物の用途に供されるもの

イ 別表第一(二)項ニ、(五)項イ及び(六)項口に掲げる防火対象物
ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

二・三 (略)

部分に設置するものとする。

一 別表第一(二)項ニ、(六)項口、(廿)項口及び(七)項に掲げる防火対象物

三 別表第一(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項、(五)項イ、(六)項イ、ハ及びニ、(七)項イ並びに(八)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

四(八) (略)

九 別表第一(六)項に掲げる防火対象物（第三号及び前二号に掲げるものを除く。）の部分で、同表(二)項ニ又は(六)項口に掲げるものを除く。）の部分で、同表(二)項ニ又は(六)項口に掲げる防火対象物の用途に供されるもの

十(十五) (略)

二・三 (略)

(消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等)

第三十五条 法第十七条の三の二の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 次に掲げる防火対象物

| イ 別表第一(二)項二、五項イ及び六項ロに掲げる防火対象物
ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

ハ 別表第一(左)項イ、(左)項及び(左)項に掲げる防火対象物（イ又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

二 別表第一(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項、(内)項イ、ハ及びニ、(九)項イ、(左)項イ、(左)項並びに(左)項に掲げる防火対象物（前号ロ及びハに掲げるもの

トル以上のもの

三・四 (略)

2

(消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等)

第三十五条 法第十七条の三の二の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 別表第一(六)項ロ、(左)項イ、(左)項及び(左)項に掲げる防火対象物（同表(左)項イ、(左)項及び(左)項に掲げる防火対象物について、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

二 別表第一(一)項から四項まで、(五)項イ、(内)項イ、ハ及びニ、(九)項イ、(左)項イ、(左)項並びに(左)項に掲げる防火対象物（同表(左)項イ、(左)項及び(左)項に掲げる防火対象物については、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

三・四 (略)

2

(略)

○ 消防法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第八十八号）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
附 則	（防火対象物の用途の改正に伴う経過措置）	（防火対象物の用途の改正に伴う経過措置）
第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項口及びハ、(七)項イ並びに(八)(九)項に掲げる防火対象物（同表(七)項イ及び(八)(九)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(六)項口又はハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項口及びハ、(七)項イ並びに(八)(九)項に掲げる防火対象物における消火器、簡易消火用具、漏電火災警報器及び誘導灯に係る技術上の基準については、新令第十条、第二十二条及び第二十六条の規定にかかわらず、平成二十八年三月三十一日までの間は、な	第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項口及びハ並びに(七)項イに掲げる防火対象物（同表(七)項イに掲げる防火対象物にあっては、同表(六)項口又はハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項口及びハ並びに(七)項イに掲げる防火対象物における消火器、簡易消火用具、漏電火災警報器及び誘導灯に係る技術上の基準については、新令第十条、第二十二条及び第二十六条の規定にかかわらず、平成二十八年三月三十一日までの間は、な	お従前の例による。
2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項口及びハ、(七)項イ並びに(八)(九)項に掲げる防火対象物並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項口及びハ、(七)項イ並びに(八)(九)項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備及び避難	2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項口及びハ並びに(七)項イに掲げる防火対象物並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項口及びハ並びに(七)項イに掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備及び避難	

警報設備及び避難器具に係る技術上の基準については、新令第十一
条、第十二条、第二十一条、第二十一条の二及び第二十三条から第
二十五条までの規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの
間は、なお従前の例による。

器具に係る技術上の基準については、新令第十一条、第十二条、第
二十一、第二十一条の二及び第二十三条から第二十五条までの規
定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の
例による。

○総務省令第百二十六号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第二項第八号及び第三十三条の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十三条の六第三項第六号を次のように改める。

六 消防用ホースは、次のイ及びロに定めるところによること。

イ 第十一条の二各号の基準に適合するように設けること。

ロ 補助散水栓を設置する階における消防用ホースの長さは、補助散水栓のホース接続口からの水平距離が十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとすること。ただし、スプリンクラーヘッドが設けられている部分に補助散水栓を設ける場合にあつては、この限りでな

い。

第二十五条第三項第三号の次に次の一号を加える。

四 令別表第一(六)項口、(六)項イ、(六)項及び(六)項に掲げる防火対象物（同表(六)項イ、(六)項及び(六)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）に設ける火災通報装置にあつては、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動すること。ただし、自動火災報知設備の受信機及び火災通報装置が防災センター（常時人がいるものに限る。）に設置されるものにあつては、この限りでない。

第二十五条第四項第三号の次に次の一号を加える。

四 令別表第一(六)項口、(六)項イ、(六)項及び(六)項に掲げる防火対象物（同表(六)項イ、(六)項及び(六)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下同じ。）に設ける消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置を除く。）にあつては、前項第四号の規定の例によること。

附 則

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十三条の六第三項第六号の改正規定は、
公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存する令別表第一(六)項口、(七)項イ、(八)項(九)項及び(十)項に掲げる防火対象物並
びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項口、(七)項イ、(八)項(九)項及び(十)項
に掲げる防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準については、この省令による
改正後の消防法施行規則の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

消防法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照表

○ 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 後	現 行
七 (略)	<p>イ 第十二条第二項第八号の規定により、補助散水栓をスプリンクラー設備に設ける場合にあつては、次に定めるところによらなければならぬ。</p> <p>一(五) (略)</p> <p>六 消防用ホースは、次のイ及びロに定めるところによること。</p> <p>イ 第十二条第二項第八号の規定により、補助散水栓をスプリンクラー設備に設ける場合にあつては、次に定めるところによらなければならぬ。</p> <p>一(五) (略)</p> <p>六 消防用ホースは、第十二条第二項第八号の規定により、補助散水栓をスプリンクラー設備に設ける場合にあつては、次に定めるところによらなければならぬ。</p>	<p>3 令第十二条第二項第八号の規定により、補助散水栓をスプリンクラー設備に設ける場合にあつては、次に定めるところによらなければならぬ。</p> <p>六 消防用ホースは、第十二条第二項第八号の規定により、補助散水栓をスプリンクラー設備に設ける場合にあつては、次に定めるところによらなければならぬ。</p>	
七 (略)	<p>ロ 補助散水栓を設置する階における消防用ホースの長さは、補助散水栓のホース接続口からの水平距離が十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとすること。ただし、スプリンクラーヘッドが設けられるている部分に補助散水栓を設ける場合にあつては、この限りでない。</p>		

(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 令別表第一(六)項口、(六)項イ、(六)項及び(六)項に掲げる防火

対象物（同表(六)項イ、(六)項及び(六)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）に設ける火災通報装置にあつては、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動すること。ただし、自動火災報知設備の受信機及び火災通報装置が防災センター（常時人がいるものに限る。）に設置されるものにあつては、この限りでない。

4 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置を除く。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 令別表第一(六)項口、(六)項イ、(六)項及び(六)項に掲げる防火

対象物（同表(六)項イ、(六)項及び(六)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下同じ。）に設ける消防機関へ通報

(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～三 (略)

(追加)

4 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置を除く。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～三 (略)

(追加)

する火災報知設備（火災通報装置を除く。）にあつては、前項
第四号の規定の例によること。

○ 総務省令第百二十七号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十九条の四第一項の規定に基づき、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 特定小規模施設 次に掲げる防火対象物であつて、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

第二十三条第四項第七号へに規定する特定一階段等防火対象物以外のもののうち、延べ面積が三百平方

メートル未満のものをいう。

イ 次に掲げる防火対象物

- (1) 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物
- (2) 令別表第一(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物
- (3) 令別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

ロ 令別表第一(庚)項イに掲げる防火対象物のうち、次の防火対象物の用途に供される部分が存するもの

- (1) 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物
- (2) 令別表第一(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物
- (3) 令別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

（）

第三条第二項第二号ハ中「第二条第一号イ及びハ」を「第二条第一号イ(1)及びロ(1)」に改める。

附 則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

- 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年十二月二十六日総務省令第百五十六号）

（傍線部分は改正部分）

第百五十六号

改 正 後	現 行
<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定小規模施設 次に掲げる防火対象物であつて、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十三条第四項第七号へに規定する特定一階段等防火対象物以外のもののうち、延べ面積が三百平方メートル未満のものをいう。</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定小規模施設 次に掲げる防火対象物</p> <p>イ 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物</p> <p>(1) 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物</p> <p>(2) 令別表第一(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物</p> <p>(3) 令別表第一(六)項イ及び(六)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入れさせ、又は宿泊させるものに限る。）</p>
<p>イ 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの（避難階（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十三条第一号に規定する避難階をいう。以下この号において同じ。）以外の階（一階及び二階を除くものとし、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第四条の二の二で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分</p>	

とする。ハにおいて「避難階以外の階」という。)から避難階又は地上に直通する階段が二(当該階段が屋外に設けられ、又は規則第四条の二の三で定める避難上有効な構造を有する場合にあっては、一)以上設けられていないものを除く。口において同じ。)

口 令別表第一(庚)項イに掲げる防火対象物のうち、次の防火対象物の用途に供される部分が存するもの

令別表第一(乙)項ニに掲げる防火対象物

令別表第一(戊)項イ及び(六)項口に掲げる防火対象物

(3) 令別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

口 令別表第一(六)項口に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの

ハ 令別表第一(庚)項イに掲げる防火対象物のうち、延べ面積が三百

百平方メートル未満で、かつ、同表(乙)項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの(同表(乙)項から四項まで、(五)項イ、(六)項又は九項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存するもので、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二(当該階段が屋外に設けられ、又は規則第四条の二の三で定める避難上有効な構造を有する場合にあっては、一)以上設けられていないものを除く。ニにおいて同じ。)

ニ 令別表第一(庚)項イに掲げる防火対象物のうち、延べ面積が三百平方メートル未満で、かつ、同表(六)項口に掲げる防火対象物

の用途に供される部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの

二 特定小規模施設用自動火災報知設備 特定小規模施設における火災が発生した場合において、当該火災の発生を感知し、及び報知するための設備をいう。

(自動火災報知設備に代えて用いることができる特定小規模施設用自動火災報知設備)

第三条 (略)

2 前項に定める特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 特定小規模施設用自動火災報知設備の感知器は、次のイからハまでに掲げる場所の天井又は壁（イに掲げる場所（床面積が三十平方メートル以下のものに限る。）の壁に限る。以下この号において同じ。）の屋内に面する部分（天井のない場合については、屋根又は壁の屋内に面する部分）に、有効に火災の発生を感じすることができるよう設けること。

イ～ロ (略)

ハ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシユート及びパイプダクトその他これらに類するもの（第二条第一号イ(1)及びロ(1)に掲げる防火対象物の内部に設

の用途に供される部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの

二 特定小規模施設用自動火災報知設備 特定小規模施設における火災が発生した場合において、当該火災の発生を感知し、及び報知するための設備をいう。

(自動火災報知設備に代えて用いることができる特定小規模施設用自動火災報知設備)

第三条 (略)

2 前項に定める特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 特定小規模施設用自動火災報知設備の感知器は、次のイからハまでに掲げる場所の天井又は壁（イに掲げる場所（床面積が三十平方メートル以下のものに限る。）の壁に限る。以下この号において同じ。）の屋内に面する部分（天井のない場合については、屋根又は壁の屋内に面する部分）に、有効に火災の発生を感じすることができるよう設けること。

イ～ロ (略)

ハ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシユート及びパイプダクトその他これらに類するもの（第二条第一号イ及びハに掲げる防火対象物の内部に設

に設置されている場合に限る。）

二 特定小規模施設用自動火災報知設備には、非常電源を附置すること。

3
（略）

置されている場合に限る。）

三 特定小規模施設用自動火災報知設備には、非常電源を附置すること。

3
（略）